

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主はもとより、顧客、取引先、従業員、地域住民といった当社に関わる皆様にとって大きな存在価値を認めていただける企業グループとなるため、コーポレート・ガバナンスを正しく機能させることが重要と考えております。

このため、グループ経営の現状を効率的に把握するとともに、経営計画を遅滞なく推進させるように努めております。

また、適法で効率よい経営の推進を妨げる可能性のある法令違反に限らず、安全・環境・品質・財務などの様々なリスクの発生を監視し、予防と発生後の迅速な対応が行えるよう、監査部やコンプライアンス委員会などを設置してリスク管理を行っております。

代表取締役が経営状況を迅速・的確に把握し、経営の意思決定を容易に行えるよう、役付役員による経営会議を開催しております。また、取締役の職務執行に対しては、取締役会における監督ならびに監査役による適宜、適切な監査や意見開示が行われております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【原則1-2 株主総会における権利行使】

##### 補充原則1-2(3)

当社は、株主総会が株主の皆様との建設的な対話のための重要な場であることを認識し、招集通知の早期発送など適切な日程の設定に努めておりますが、次の理由から株主総会の開催日は、いわゆる集中日での開催となっております。

##### <決算日程との関係>

当社は、適正な財務報告と、高品質な監査のための十分な時間確保の観点から、決算日程を設定しております。そのため、現状の体制におきましては、決算業務との兼ね合いにより、株主総会日を含む日程の前倒しは困難な状況にあります。

##### <会場の問題>

当社は、多くの株主の皆様様に株主総会に出席していただけるよう、交通アクセスが良く、十分な収容力をもった会場で株主総会を開催することとしています。株主総会シーズンは、同会場を他社も使用されており、他社との日程調整により、当社開催日を決定しております。また、開催日の分散化が進んだこともあり、同地域における同規模かつ、株主の皆様がアクセスしやすい別会場を確保することが困難であり、今後も現在の会場で実施する見込みであります。

これらのことから、現時点におきましては、現行のいわゆる集中日での開催を継続することが濃厚な状況にありますが、株主の皆様との建設的な対話の充実に向け、中長期的には上記記載の理由を解消させる方向で取り組んで参ります。

##### 補充原則1-2(4)

現在、議決権の電子行使の採用及び招集通知の英訳は行っておりませんが、国内外の機関投資家の持株比率を踏まえつつ、今後検討を進めてまいります。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

##### 補充原則3-1(2)

現在、議決権の電子行使の採用及び招集通知の英訳は行っておりませんが、国内外の機関投資家の持株比率を踏まえつつ、今後検討を進めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

##### <政策保有に関する方針>

当社は、中長期的な視点に立ち、持続的発展に必要な不可欠なステークホルダーとの信頼関係と、取引先との協力関係の維持・強化を図るため、必要と認める会社の株式を保有いたします。

##### <議決権行使に関する基本方針>

当社は、画一的な基準で賛否を判断せず、当該投資先企業の経営方針・戦略等を尊重し、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するよう議案毎に検討し判断しております。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会に付議すべき経営上の重要事項を取締役会規則等にて明確に定めており、取締役の競業取引・利益相反取引および多額の設備投資や融資等は適宜取締役会に付議し、審議を行っております。

また、当社が主要株主等と行う取引は、一般的な取引と同様、所定の基準に基づき関係部署間で協議の上承認することとしております。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

##### (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

「創造と共生」の企業理念のもと、中長期的な視点に立った中期経営計画を策定しています。メーカーとしての基本に立ち返り、常に高い目標に向かって挑戦し続けるとともに、全社一丸となって事業を推進してまいります。

なお、当社ホームページ(<http://www.dhtd.co.jp/>)において、経営理念および中期経営計画を掲載しております。

##### (ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

本報告書「1-1 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(iii)取締役・監査役の報酬の決定方針と手続

本報告書「II-1【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

(iv)取締役・監査役候補者の個々の選任方針と手続

取締役候補の選任におきましては、当社事業分野における経験や知識、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務遂行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しております。

また、監査役候補者指名におきましては、財務・会計に関する知見、当社事業分野に関する知識および企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討しております。

(v)取締役・監査役候補者の個々の選任・指名についての説明

社外取締役・社外監査役については、個々の選任理由を当社ホームページ(<http://www.dhtd.co.jp/ja/ir.html>)に掲載の『株主総会招集ご通知』に記載しております。

取締役・監査役の選任・指名については、当社ホームページ(<http://www.dhtd.co.jp/ja/ir.html>)に掲載の『株主総会招集ご通知』に個人別の経歴を示しております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1(1)

当社では、法令または定款で定められた事項のほか、株主総会の決議により委任された事項ならびに経営計画・組織・人事・資本等の重要事項について意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関としております。

また、取締役は業務の執行の状況および取締役会が必要と認めた事項を取締役に報告するものとしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法に定める社外取締役の要件ならびに金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役を選任しております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11(1)

取締役会は、取締役の選任について、会社の各機能と各事業部をカバーできるバランス、的確かつ迅速な意思決定のための適材適所の観点などを総合的に考慮し、多様性にも配慮するよう努めております。また、選任に関する方針・手続は原則3-1(iv)に記載しております。

補充原則4-11(2)

事業報告および株主総会参考書類において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しております。

補充原則4-11(3)

当社では、取締役会の実効性を高め企業価値を向上させることを目的として、取締役会の実効性に関する評価を行いましたので、その結果の概要を公表いたします。

1. 評価の方法・プロセス

取締役会の実効性を測定するための質問票を作成の上、取締役および監査役に対して質問票を配布し、回答を得ました。回答集計を踏まえ、分析・評価を行いました。

2. 分析・評価結果の概要

当社取締役会は、規模・構成・運営状況等において、経営上重要な意思決定や業務執行の監督を行うための体制が構築されていることを確認しました。また、各構成員が果たすべき役割を十分に理解し、活発に議論が行われていることを確認しました。

今後さらに、取締役会資料の内容の充実を図り、経営判断を行うに当たっての適切な情報の提供と理解の促進を図ってまいります。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14(2)

新任の社外取締役・社外監査役に対し、就任に先立ち会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を、常勤取締役・常勤監査役等より説明しております。

また、新任の取締役は外部の新任役員研修に参加し、必要な法的知識及び取締役の役割や責務に関する知識習得を図っております。

常勤監査役は、新任時のみならず継続的に外部のセミナーや勉強会等に参加し、必要な知識の習得ならびに更新を行っております。

その他、全役員を対象に、外部講師を招き、財務・法務等に関する研修等を実施し、必要な知識の習得・更新を図っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

<基本的な考え方>

当社は、株主・投資家の皆さまとコミュニケーションを図り、経営戦略や財務状況等の企業情報を、適時性・公平性・正確性・継続性に配慮して発信します。これにより経営の透明性を高めるとともに、株主・投資家の皆さまの当社に対する信頼と適切な評価を得ることを目指します。

(i) IR体制

IR対応の統括責任者にはIR室担当取締役を指定します。

また、IR対応の独立した窓口部門として「IR室」を設置します。IR室は関連部門(経営企画、総務、経理等)と綿密なコミュニケーションを図り、必要な情報収集を実施します。

(ii) 対話の方法

株主・投資家向け決算説明会などを実施しております。また、大阪本社、東京支社での個別面談対応に加え、必要に応じて株主・投資家訪問を実施しております。

(iii) 社内へのフィードバック

株主・投資家の皆様との対話の内容に関しては、必要に応じて、適宜「IR報告書」としてとりまとめ、経営へのフィードバックを実施しております。

(iv) インサイダー情報の管理

開示ならびに説明内容に関しては決算毎に経営の承認を得ることとし、インサイダー情報の発信が無いよう十分に留意します。また、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までは、サイレント期間として決算情報に関する対話を控えております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

## 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ダイハツ工業株式会社	11,181,200	35.12
ビービーエイチ フィデリティ ピューリタン フィデリティ シリーズ イントリンシック オポチュニティズ ファンド	3,184,000	10.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,638,800	8.28
積水ハウス株式会社	2,000,000	6.28
KBL EPB S. A.	1,057,600	3.32
株式会社三菱東京UFJ銀行	740,000	2.32
株式会社りそな銀行	590,000	1.85
三菱UFJ信託銀行株式会社	335,000	1.05
三井住友海上火災保険株式会社	320,000	1.00
MSCO CUSTOMER SECURITIES	313,900	0.98

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
津田 多聞	他の会社の出身者													
小松 一雄	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津田 多聞	○	該当事項はございません。	同氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務および会計に関する専門的な見識を有しており、客観的・中立的な立場に基づく経営監視を期待しています。 また、経歴において客観的に一般株主と利益相反の生ずる恐れがないことから、独立役員としての適格性を有しているものと判断しています。
小松 一雄	○	該当事項はございません。	同氏は、長年にわたる判事および弁護士としての専門的な知識・経験を有しており、客観的・中立的な立場に基づく経営監視を期待しています。 また、経歴において客観的に一般株主と利益相反の生ずる恐れがないことから、独立役員としての適格性を有しているものと判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役員の員数

5名

監査役の人数

5名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定例の連絡会議を行い、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、効率的な会計監査の遂行の方法等を協議・検討しております。

内部監査部門(監査部2名)の情報を適切に入手することが、監査役の監査が十分な情報に基づいて行うために重要なことであり、監査部と常勤監査役は毎月の定例会議を行い、緊密な連帯・意思疎通ができる体制を作っています。

さらに、毎月の社外監査役出席の監査役会に定例会合の内容等を報告しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
守田 邦彦	他の会社の出身者									△	△			
杉野 安彦	他の会社の出身者										○	○		
松下 範至	他の会社の出身者									○	○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
守田 邦彦		同氏は、当社主要株主かつ当社製品の販売先であるダイハツ工業株式会社の常勤監査役です。 また同氏は平成19年6月までダイハツ工業株式会社の執行役員でした。 ダイハツ工業株式会社と当社との間には、年間1,776百万円(平成28年3月期実績)の取引が存在しています。	同氏は、他社の取締役および監査役として培った幅広い見識と過去の豊富な経験を有しており、当社の経営全般に対する監督やチェック機能を果たしていただけるものと判断しています。
杉野 安彦	○	同氏は、当社製品に係る部品の調達先である株式会社メタルアートの取締役です。	同氏は、経営者としての経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に反映されることを期待しています。

	株式会社メタルアートと当社との間には、年間107百万円(平成28年3月期実績)の取引が存在しています。 また、株式会社メタルアートの社外監査役として、当社常務取締役である藤田敏之が就任しています。	なお、株式会社メタルアートと当社との間には、年間107百万円(平成28年3月期実績)の取引が存在していますが、同社の売上高等に占める影響度は希薄であり、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立した立場から客観的に当社の経営および取締役の職務の執行を監督する独立役員としての適格性を有しているものと判断しています。
松下 範至	同氏は、当社主要株主かつ当社製品の販売先であるダイハツ工業株式会社の取締役専務執行役員です。 ダイハツ工業株式会社と当社との間には、年間1,776百万円(平成28年3月期実績)の取引が存在しています。	同氏は、他社の取締役として培った幅広い見識と過去の豊富な経験を有しており、当社の経営全般に対する監督やチェック機能を果たしていただけるものと判断しています。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数 <b>更新</b>	3名
------------------	----

その他独立役員に関する事項
---------------

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明
--------------

インセンティブ付与が必ずしも取締役の職務への精励を促すことになるとはいい切れないと考えております。

ストックオプションの付与対象者
-----------------

該当項目に関する補足説明
--------------

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明
--------------

年度ごとに取締役および監査役別に、各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
------------------------

基本報酬については、株主総会で決議した総額の枠内で、使用人(従業員)及び役員間のバランスを加味して毎年策定しております。経営環境の変化、当期の業績及び業績への各人の貢献度など諸般の事情を勘案し、取締役会に付議、監査役は監査役の協議により個別に決定しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

経営に関わる重要な情報等については、社外取締役については担当役員から、社外監査役については監査役会を通じて提供しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 監査役は5名を選任しており、内3名は社外監査役として選任しております。
2. 取締役は13名であり、うち2名が社外取締役であります。取締役会は経営に関する重要事項を審議・決定すると同時に、各取締役の業務執行につき相互の監督を行っております。また、代表取締役社長は役付取締役により構成する経営会議を定期的開催し、事業運営に関わる重要事項についての意思決定を行っております。この経営会議には常勤監査役が出席しております。

3. 当社の内部監査は、独立した内部監査部門である監査部(専任2名)を設置し、内部監査基準を定めた上で、グループ内監査への取組を強化しております。監査役は、取締役会及び経営会議等への出席、各事業所への往査等を通じた経営状況の把握、取締役の経営判断及び業務執行について主に適法性の観点から厳正な監査を行っております。また、監査役と監査部および会計監査人とは、定期的な連絡会議の開催により情報、意見の交換を行うなど連携を深め、監査の実効性と効率性の向上を図っております。
4. 当社の会計監査業務を執行した公認会計士は廣田壽俊、市之瀬申の両氏であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。当社の会計監査業務に係わる補助者は公認会計士9名およびその他11名であります。  
当社は顧問弁護士より法務に関わるアドバイスを適宜受けております。
5. 非常勤である社外監査役の3名のうち2名は関係会社の現職の監査役、取締役専務執行役員で、1名は他社の取締役であります。いずれも当該関係会社の事業分野は当社と異なり、当社の主要な取引先でなく且つ支配株主ではありません。当該関係会社の役員としての経験に基づき事業活動および経営全般に関する豊富な知見を活かし、客観的見地から適切な監査を期待しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役制度を採用しております。

社外監査役3名を含む監査役5名による監査を実施しており、経営監視機能の客観性、中立性が十分に機能する体制が整っていると判断しておりますが、更なる経営の透明性の確保およびコーポレートガバナンスの一層の強化を図るべく、この度社外取締役2名を選任いたしました。

### /// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会招集通知は株主への発送と併せて、当社ホームページに掲載し、情報開示に努めております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	<a href="http://www.dhtd.co.jp/ja/ir.html">http://www.dhtd.co.jp/ja/ir.html</a> にて決算情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:常務取締役 上村 雄一 IR担当部署:IR室	
その他	アナリスト・機関投資家との個別面談などの対話を実施しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境管理委員会を設置し、環境保全に関する活動を展開しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適性を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備します。

- (1) 当社ならびに当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社グループは「社会を豊かにする価値を提供し、人々との共生を願う」企業理念のもとに、「倫理行動基準」および「倫理行動指針」を制定して企業人として取るべき行動規範を示しており、取締役をはじめ全社員がこれを遵守することにより、健全な内部統制環境の醸成に努めています。
  - 2) 業務執行に当たっては、取締役会のほか、様々な会議体で総合的に検討したうえで意思決定が行われますが、これらの会議体への付議事項は規定により定め、適切に運営します。
  - 3) 法令等の遵守等を目的として設置している「コンプライアンス委員会」の機能を強化、拡充した「内部統制委員会」を設置し、内部統制の整備および監督を進めます。
  - 4) コンプライアンス意識の向上のため、階層別教育や職場研修を継続的に実施します。
  - 5) 法令上疑義のある行為等コンプライアンスに係わる問題に関しては、監査部門を通報先とする相談窓口（「DDホットライン」）を設置し、適切に運営します。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制  
取締役の職務の執行に係る情報については、法令および文書管理規定、機密管理規定等の社内規定に従って、各担当部門が適切に保存および管理を行います。取締役および監査役は、常時、これらの情報を閲覧できるものとします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
コンプライアンス、安全、環境、品質、財務などのリスクについては、それぞれの担当部門または内部統制委員会および各種委員会が、それぞれの機能におけるリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、必要に応じ規則やガイドラインの制定やマニュアルの作成等を行い、管理します。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 定例の取締役会を月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を審議、決定すると同時に、各取締役の業務執行状況の監督を行っています。また、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、全役付取締役により構成する経営会議を定期的で開催し、事業運営に関わる重要事項の意思決定を行っています。
  - 2) 将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を策定し、これを具体化するため各事業年度の年度方針と目標を設定します。担当取締役は、各部門方針と目標、権限分配を含めた効率的な達成方法を定め、推進します。取締役社長は定期的に進捗状況をレビューし、必要に応じ改善を促します。
- (5) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - 1) 当社は、関係会社管理に関する担当部署を設置し、関係会社管理規定に基づき当社グループ会社の内部統制活動の徹底を図ります。
  - 2) 当社は、関係会社管理規定に従い、当社グループ会社に対してその業績状況、決算状況などについて、定期的・継続的に当社に報告させるものとします。
  - 3) 当社グループ各社に内部統制推進責任者および担当者を置くとともに、内部統制委員会がグループ全体の内部統制を統括、推進する体制とします。
  - 4) 当社の内部監査部門は、定期的に当社グループ会社のリスク管理体制等に対する内部監査を実施します。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
現在、監査役職務を補助すべき社員はいませんが、監査役会から要求があった場合には、原則として監査部門から人選することとし、監査役は該当者に対し必要な事項を命令することができることとします。また、その命令に関しては、取締役等の指揮命令を受けないものとし、該当者の人事異動および人事考課については監査役と取締役が協議することとします。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
  - 1) 取締役は、主な業務執行について適宜適切に監査役に報告するとともに、当社および当社グループに著しい損害や重大な影響を及ぼす重要な事実を把握したときには、直ちに監査役に報告します。
  - 2) 取締役および使用人は、監査役求めに応じ、定期的にまた随時に、監査役に業務執行状況を報告します。
  - 3) 当社の内部監査部門は、監査役との定期的な連絡会を開催し情報共有を図ると共に、当社グループに著しい損害や重大な影響を及ぼす重要な事実を把握したときは、直ちに監査役に報告します。
- (8) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
  - 1) 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行います。
  - 2) 主要な取締役の会議体や内部統制、コンプライアンスに関わる委員会等には、監査役の出席を得ることとします。
  - 3) 監査役による重要書類の閲覧や会計監査人との定期的あるいは随時の会合を通じて、監査の実効性を期します。
  - 4) 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求した時は、速やかに当該費用または債務を処理します。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力への対処  
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした対応を行います。
- (2) 反社会的行為の排除
  - ・反社会的な団体およびそれらの団体が関係する取引や寄付金等の利益供与行為をはじめ一切の付き合いを行いません。
  - ・市民生活の秩序や安全に脅威を与える団体（暴力団、総会屋等）および彼らが所属・経営あるいは関係する企業との取引は一切行いません。彼らから取引の要請があった場合には断固として断ります。
  - ・暴力団や総会屋等と面談するときは、決して一人では会いません。二人以上で面談し、発言内容に留意して言葉じりを取られないようにするとともに、相手の要求は明確に断り、曖昧な返答や期待を持たせるような断り方はしません。
  - ・暴力団や総会屋等は、巧妙に合理的な団体を装って近づき取引や金品の要求をしてくるため、常にそうした相手の動きに対し関心を持つとともに、当社の取引先がそういった非合法的団体と関わりを持っていないかについても注意を払い情報の収集に努めます。

## √その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

経営リスク監視の手段として、従来から当社はコンプライアンスや各種リスクを管理する監査部・委員会等を設置して内部統制を図っておりますが、更に管理の効率を高めるため、こうした委員会等を統合して管理・運営する仕組みとして内部統制委員会を設置し、リスク管理の徹底を図っております。

#### 適時開示体制の概要

##### 1. 情報の集約

- ・適時開示に関する情報が生じた場合、各部門は情報管理担当者に報告し、また情報管理担当者はすみやかに情報管理責任者（総務部門管掌取締役）に報告します。
- ・子会社関連の情報は社内担当部署（経営企画部、管理統括部、販売統括部、グローバル部品部、購買部、技術第一部）が集約し、各部門は情報管理担当者に報告し、また情報管理担当者はすみやかに情報管理責任者（総務部門管掌取締役）に報告します。

##### 2. 取締役会への付議

決定事実・決算情報については、情報管理責任者（総務部門管掌取締役）が取締役会に付議します。

##### 3. 適時開示

決定事実・決算情報については取締役会承認後、発生事実については発生後、すみやかに適切・的確な情報を開示します。（開示担当部署：管理統括部）

##### 4. その他

###### (1)情報の共有・チェック

主に、取締役会（原則月1回）、経営会議（原則月2回）等の定例会議における各取締役の報告・相互チェックおよび監査役によるチェックを通じて、取締役会付議事項その他の日常業務に関する情報が共有・チェックされます。

###### (2)社内規定・啓発活動

役員および従業員の「倫理行動基準」・「倫理行動指針」を制定し、この中で、公正・的確な広報活動により適時・適切な情報開示を行い、透明性の高い企業活動を行うよう規定しています。また、関係者に対して研修等により周知徹底を図っています。

※上記の適時開示の流れを図示すると次のとおりになります。



